

# 第509回 奈良地方最低賃金審議会 議事録

開催日時：令和6年7月29日（月）午後1時15分

開催場所：奈良労働局 別館会議室

奈良市法蓮町163-1 愛正寺ビル2F

## 1. 出席者

公益代表委員 伊東眞一、杵崎のり子、坪田園子、福井麻起子

労働者代表委員 伊垣昭彦、河本章吾、北尾 亮、竹村友里、松田拓実

使用者代表委員 小西克美、柴田健司、当麻和重、松岡 誠

事務局 橋口労働局長、柘植労働基準部長、中村賃金室長、  
大橋賃金室長補佐、北岡賃金調査員

## 2. 審議事項

- (1) 令和6年度地域別最低賃金額改正の目安について（報告）
- (2) 奈良地方最低賃金審議会奈良県最低賃金専門部会委員の任命について
- (3) 関係労使の意見聴取について
- (4) その他

## 3. 主要経過・審議結果

### 【大橋補佐】

それでは、定刻になりましたので、第509回奈良地方最低賃金審議会を始めます。

まず、定足数の確認でございますが、本日は、下山会長代理、西田委員がご欠席ですが、最低賃金審議会令第5条第2項の規定による「定足数」を満たしておりますので、本日の審議会が有効に成立していることをご報告申し上げます。

それでは、伊東会長、議事の進行をよろしくお願いいたします。

### 【伊東会長】

本日は、ご多忙な中、ご出席をいただき、ありがとうございます。ただ今から第509回奈良地方最低賃金審議会を開始いたします。

まず、本日の審議会は、「公開」で行うこととなっております。また、審議会終了後は、議事録を作成し、奈良労働局ホームページに公開する予定となっておりますので、あらかじめお伝えしておきます。

次に、本日の議事録の署名人を指名させていただきます。

私のほかに

労働者側からは 河本（かわもと）委員

よろしくお願いいたします。

使用者側からは、柴田（しばた）委員

よろしくお願いいたします。

### 【伊東会長】

それでは、さっそくですが議事を進行させていただきます。

議題（1）「令和6年度地域別最低賃金額改正の目安について（報告）」について、事務局から説明をお願いいたします。

### 【中村室長】

ご説明させていただく前に、中央最低賃金審議会会長からのビデオメッセージを放映いたしますので、まずそちらをご覧ください。

「令和6年度地域別最低賃金改定の目安の中央最低賃金審議会の答申（令和6年7月25日）を踏まえた、地方最低賃金審議会委員への会長メッセージ」

皆さんこんにちは。

中央最低賃金審議会会長の藤村でございます。

今日は今年度の目安審議について、皆さんにその真意がより伝わるようにということで、こういう形でビデオメッセージをお届けすることとなりました。

これは、令和5年4月6日にとりまとめられました、目安制度の在り方に関する全員協議会報告の中で、目安の位置付けの趣旨が、地方最低賃金審議会の各委員みなさんに確実に伝わるようにということで考えられた方法でございます。

これを受け、目安の位置付けの趣旨に加えまして、今年度の中央最低賃金審議会においてとりまとめられました令和6年度の最低賃金改定の目安について、地方最低賃金審議会の委員の皆様にご直接伝達されるように、私からこういう形でお話しをすることになりました。この取組といたしますのは、昨年に続き2回目となります。

ご視聴いただく皆様には、これから本格化する今年度の地方最低賃金審議会の改定に向けた議論に当たり、改めて、目安をどのように捉えて参考としていただきたいのか、また、今年の公益委員見解の趣旨について、理解を深める機会としていただきたいと思います。

それでは、最低賃金の位置づけ、法令要素についてまずはお話しをしておきたいと思っております。

最低賃金は、最低賃金法第1条に規定するとおり、賃金の低廉な労働者について賃金の最低額を保障することなどを目的とするものであります。通常の賃金とは異なりまして、個別や団体の労使交渉等で決定されるものではなく、法定の3要素を考慮し、公労使の最低賃金審議会の答申に基づき決定されるものになります。

引上げ額の検討にあたり、考慮する要素としては、様々なものがありますが、基本的な考え方を改めて申し上げておきたいと思っております。

まず、最低賃金は法定の3要素であります、労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力を考慮して定めることとなっております。また、生活保護に係る施策との整合性に配慮することも法律で決められております。

その際、地域間バランスを図る観点から、中央最低賃金審議会では目安を示すことになっております。

また、近年は、政府の閣議決定に配慮した審議を諮問の際にもとめられております。近年の配慮内容は、中長期の金額目標と、地域間格差の是正ということでございます。

さて、次に目安について、詳しく申し上げたいと思っております。

目安は、令和5年全員協議会報告や、令和6年度目安小委員会報告に記載しておりますとおり、「目安は、地方最低賃金審議会が審議を進めるに当たって、全国的なバランスを配慮するという観点から参考にされるべきものであり、地方最低賃金審議会の審議決定を拘束するものではない」ことを改めて申し上げておきたいと思っております。

従って、公労使での真摯な議論の結果、目安どおりとなることもあれば、目安を上回ることも、あるいは目安を下回ることもありうるものと理解しております。地方最低賃金審議会におかれましては、目安及び公益委員見解で述べている3要素のデータに基づく目安決定の根拠等を十分に参酌し、公労使の三者でしっかりと地域のデータ等の実情に基づいた議論を尽くした上での決定

を心がけていただきたいと思います。

では、次に目安のポイントについてお話しをしておきたいと思います。

今年の目安についても、3要素のデータに基づき納得感のあるものとなるよう、公労使で5回に渡って真摯に議論を重ねました。3要素のうち何を重視するかというのは、年によって異なります。今年は、昨年に引き続きまして、消費者物価が高水準で推移する中、最低賃金の近くで働く労働者の購買力を維持する観点から生計費を重視したいと考えました。なお、物価の影響を十分考慮すべきという点については、労使共通の認識でございました。

では、3要素のそれぞれの評価のポイントについて、お話しをしておきたいと思います。

まず「労働者の生計費」についてです。

消費者物価指数については、「持家の帰属家賃を除く総合」が、昨年度の地域別最低賃金が発効した令和5年10月から令和6年6月までの期間でみた場合、平均3.2%となっておりまして、前年に引き続き高い水準になっておりました。消費者物価については、基本的に「持家の帰属家賃を除く総合」を基に議論すべきという共通認識はあるのですが、今年度においては、それに加えて、生活必需品を中心とした消費者物価の上昇に伴い、最低賃金に近い賃金水準の労働者においては、生活が苦しくなっている者もいらっしゃると思われ、食パン、鶏卵などの生活必需品を含む「頻繁に購入」する品目の物価上昇率についても考慮して、昨年に引き続き高い水準となっていることを勘案いたしました。頻繁に購入する品目というのは、年に15回以上の購入頻度があるものというふうに、総務省統計局で定めております。

最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持するため、最低賃金法に定める労働者の生活の安定を図る趣旨からも、2年連続ではありますが、消費者物価を特に重視することが適当であると考えました。

次に、3要素のうちの2番目「賃金」についてです。企業規模によって賃金上昇率の水準には開きが見られる一方、企業規模に関わらず昨年を上回る賃金引上げの実施が確認することができました。具体的には、連合及び経団連が公表しております賃上げ率は、33年ぶりの高い水準となっております。また、30人未満の企業を対象とした賃金改定状況調査の第4表①②のランク計の賃上げ率についても、最低賃金が時間額のみで表示されるようになりました平成14年以降最大値であった昨年度の2.1%を上回る2.3%という水準になっておりました。

最後に、3つ目の要素「通常の事業の賃金支払能力」についてです。これについては、個々の企業の賃金支払能力を示すものではないと解されております。これまでの目安審議においても、業況の厳しい産業や企業の状況のみを見て議論するのではなく、各種統計資料を基に議論を行ってまいりました。

売上高経常利益率が四半期ごとの数字で、令和5年は6～9%程度で推移をしております。また、令和6年の第1四半期は7.1%になっております。従業員一人当たり付加価値額など他の指標も高い水準で推移する、そういったことを見て景気や企業の利益において改善の傾向にあるということを確認いたしました。

一方、大企業と中小企業の間で売上高経常利益率の差が広がっていることや価格転嫁率が示すように、賃上げ原資の確保が難しい企業も存在するという状況について資料を充実させて確認いたしました。企業規模や価格転嫁の有無で二極化の傾向があるということに留意をしております。

こうした3要素のデータを総合的に勘案し、特に今年度は消費者物価の上昇が続いていることから、最低賃金に近い賃金水準の労働者の購買力を維持する観点から、労働者の生計費を重視した目安の議論になりました。具体的には、令和5年10月から令和6年6月の物価上昇率の平均が3.2%であり、これを一定程度上回ることを考慮しつつ、加えて、今年度は、特に、生活必需品を含む支出項目に限って見た上昇率平均5.4%を勘案する必要があるものと考えたところです。また、賃上げの流れを非正規雇用労働者や中小企業・小規模事業者にも波及させること、あるいは最低賃金法の目的にも留意をいたしまして、今年度は5.0%、50円を基準としてランク別の目安額を検討することといたしました。

ランクごとの目安額については、新しい資本主義実行計画などの閣議決定文書において、「地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き上げる等、地域間格差の是正を図る」とされていることも踏まえ、地域間格差への配慮の観点から少なくとも地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率を引き続き上昇させていくことが必要というふうに考えました。

その上で、賃金改定状況調査結果第4表①②③における賃金上昇率はCランク、Bランク、Aランクの順に高くなっております。さらに、消費者物価の上昇率は、Cランクがやや高めに推移しております。雇用情勢としては、B・Cランクで相対的に良い状況であるということがデータで示されております。

一方で、各ランクの目安額については、令和5年全員協議会報告に記載の通り、下位ランクの目安額が上位ランクを上回ることは理論上あり得るけれども、各ランクの引上げ額が同額であった場合でも、地域別最低賃金額が相対的に低い地域の引上げ率がより高くなること、また、引上げ額が増すほど引上げ率がより高くなることについて留意する必要があると考えました。

これらのことを考慮すれば、Aランク50円・4.6%、Bランク50円・5.2%、Cランク50円・5.6%とすることが適当であると考えた次第です。

繰り返しとなりますが、今年度の目安額は、最低賃金が消費者物価を一定程度上回る水準であ

る必要があることや、賃金上昇率が増加傾向にあること、地域間格差の是正を引き続き図ること等を特に考慮して検討されたものであることにも配慮いただきたいと思います

この結果、仮に目安どおりに各都道府県で上げが行われた場合は、地域間格差が比率の面で縮小することになります。ただし、地域間の金額の差についても引き続き注視する必要があると考えております。

公益委員見解で参照したデータについては、別添の「参考資料」としてまとめております。また、これまで目安に関する小委員会で提示した資料には、地域別のものも含まれておりますので、地方でのデータに基づいた審議に当たって、適宜参考とされたいと思います。

また、今般の地域別最低賃金額改定の目安は、過去最高の引上げ額になっており、地方最低賃金審議会の委員の中には、なかなか受け入れがたいとお考えになっておられる方もおられると認識しております。こうしたことも踏まえまして、中央最低賃金審議会の公益委員としても、今年度の最低賃金の引上げが着実に行われますよう、政府に対して、中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備を行うよう、業務改善助成金に加えて、キャリアアップ助成金など厚生労働省の助成金についての賃上げ加算等の要望や、中小企業庁の省力化支援の強化、独占禁止法や下請法の執行強化、価格転嫁についての消費者の理解促進、「年収の壁」を意識せずに働くことができるように被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことなどに対する要望を例年以上に盛り込んだところでございます。

なお、都市部以外の地域におきましては、小規模事業者がその地域の生活を維持していくためのセーフティネットとしての役割を果たしているところもでございます。従業員の処遇改善と同時に企業の持続的発展、この両立を図ることについての配慮が必要であることを政府に対する要望のところに記載をしております。

次に発効日についてです。発効日については10月1日にこだわらず、賃上げ効果を速やかに波及させるために前倒しすべきという意見もあれば、引き上げの準備のために後ろ倒しすべきという意見があることは承知しております。

令和5年全員協議会報告において、「発効日とは審議の結果で決まるものであることや、発効の時点を規定する最低賃金法第14条第2項においても発効日は公労使で議論して決定できるとされていることについて、地方最低賃金審議会の委員に周知することが適当」とされております。この趣旨を踏まえまして、丁寧な議論を行っていただきたいと思っております。

最後に、以上述べてきたとおり、目安額を示す際に、様々な資料やデータに基づき公労使で真摯な議論を行ったところでございます。中央最低賃金審議会及び目安小委員会での議論も参考に、地方最低賃金審議会においても、地域のデータ等の実情に基づき公労使による建設的で真摯な議

論が行われることを切に期待している。中央最低賃金審議会の委員として、地方最低賃金審議会の審議の結果に引き続き注目していきたいと思っております。

以上、今年度もどうぞよろしく願いいたします。

#### 【中村室長】

それでは、私の方からご説明いたします。

6月25日に厚生労働大臣から中央最低賃金審議会の会長あて地域別最低賃金の改正の「目安」を諮問していたところ、7月25日に中央最低賃金審議会の会長から厚生労働大臣に「答申」がございました。

その答申内容は、お手元の

資料No.1「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」

をご覧ください。

私からこれを読み上げます。

令和6年7月25日

厚生労働大臣 武見 敬三 殿

中央最低賃金審議会

会長 藤本 博之

令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）

令和6年6月25日に諮問のあった令和6年度地域別最低賃金改定の目安について、下記のとおり答申する。

#### 記

- 1 令和6年度地域別最低賃金額改定の目安については、その金額に関し意見の一致をみるに至らなかった。
- 2 地方最低賃金審議会における審議に資するため、上記目安に関する公益委員見解（別紙1）及び中央最低賃金審議会目安に関する小委員会報告（別紙2）を地方最低賃金審議会に提示するものとする。
- 3 地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益委員の見解を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く期

待するものである。

- 4 中小企業・小規模事業者が継続的に賃上げできる環境整備の必要性については労使共通の認識であり、政府の掲げる「成長と分配の好循環」と「賃金と物価の好循環」を実現するためにも、特に地方、中小企業・小規模事業者に配慮しつつ、生産性向上を図るとともに、官公需における対応や価格転嫁対策を徹底し、賃上げの原資の確保につなげる取組を継続的に実施するよう政府に対し強く要望する。
- 5 生産性向上の支援については、可能な限り多くの企業が各種の助成金等を受給し、賃上げを実現できるように、政府の掲げる生産性向上等への支援や経営支援の一層の強化を求める。特に、事業場内で最も低い時間給を一定以上引き上げ、生産性向上に取り組んだ場合に支給される業務改善助成金については、最低賃金引き上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者がしっかりと活用できるよう充実するとともに、具体的事例も活用した周知等の徹底を要望する。加えて、非正規雇用労働者処遇改善等を支援するキャリアアップ助成金、働き方改革推進支援助成金、人材確保等支援助成金等について、「賃上げ」を支援する観点から、賃上げ加算等の充実を強く要望する。
- 6 中小企業・小規模事業者の賃上げの実現に向けて、労働生産性を引き上げるため、設備投資の推進に資する税制や、省力化投資の補助金等による支援の強化を要望する。加えて、創業・事業承継や M&A の環境整備の一層の強化に取り組むことが必要である。また、成長市場に進出しようとする者の事業再構築、新製品開発や新市場の開拓、イノベーション創出、DX・GX の取組を促進することを要望する。さらに、中小企業・小規模事業者がこれらの施策を一層活用できるよう、周知等を徹底するとともに運用改善を要望する。
- 7 価格転嫁対策については、新たな商慣習として、サプライチェーン全体で適切な価格転嫁を定着させる「構造的な価格転嫁」を実現するため、独占禁止法の執行強化、下請 G メン等を活用しつつ事業所轄省庁と連携した下請法の執行強化、下請法改正の検討等を行うとともに、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を要望する。また、価格転嫁円滑化の取組についての実態調査が行われ、転嫁率が低い等の課題がある業界については、自主行動計画の策定や改定、改善策の検討を求めることを要望する。指針別添の交渉用フォーマットについては、業種の特性に応じた展開・活用を促すことを要望する。さらには、パートナーシップ構築宣言のさらなる拡大と実効性向上に取り組むとともに、中小企業等協同組合法に基づく団体協約の更なる活用の推進に向け、活用実態の調査や組合への制度周知に取り組むことを要望する。さらに、BtoC 事業では相対的に価格転嫁率が低いといった課題があるため、消費者に対して転嫁に理解を求めていくよう要望する。
- 8 いわゆる「年収の壁」を意識せず働くことができるよう、「年収の壁・支援強化パッケージ」の活用を推進するほか、被用者保険の適用拡大等の見直しに取り組むことを要望する。加えて、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないように、発注時における特段の配慮を要望する。

以上



別紙は省略させていただきましたが、「答申文」の内容は、以上でございます。

### 【伊東会長】

それでは、ただ今の中央最低賃金審議会での答申に関し、ご意見、ご質問はございませんでしょうか。

(意見・質問がないことを確認)

ご意見、ご質問がないようですので、次の議題に移りたいと思います。

### 【伊東会長】

次に、

議題（２）「奈良地方最低賃金審議会 奈良県最低賃金専門部会 委員の任命について」の審議に入ります。

奈良県最低賃金専門部会の委員は、関係労使から推薦を受け、その候補者のうちから任命するというになっており、その推薦のため、7月2日から7月16日までの期間、公示されたと思いますが、その結果について事務局から報告してください。

### 【中村室長】

奈良県最低賃金専門部会の委員につきましては、関係労使からご推薦を受けた候補者のうちから、令和6年7月17日付けをもちまして、委員に任命いたしましたので、ご報告します。

任命した委員は、お手元の

31頁資料No.2「奈良地方最低賃金審議会 奈良県最低賃金専門部会 委員名簿」をご覧ください。

委員名を読み上げさせていただきます。

公益	伊東 眞一 (いとう しんいち) 委員
	下山 朗 (しもやま あきら) 委員
	坪田 園子 (つばた そのこ) 委員
労働	河本 章吾 (かわもと しょうご) 委員
	北尾 亮 (きたお りょう) 委員
	松田 拓実 (まつだ たくみ) 委員
使用	上村 賢司 (うえむら けんじ) 委員
	当麻 和重 (とうま かずしげ) 委員
	西田 雅彦 (にしだ まさひこ) 委員

以上でございます。

**【伊東会長】**

それでは、第1回奈良県最低賃金専門部会の開催に関して、事務局から説明をお願いいたします。

**【中村室長】**

それでは、説明いたします。

「第1回奈良県最低賃金専門部会」については、既に、7月24日水曜日に開催しております。  
審議内容は、「部会長及び部会長代理の選出」、「専門部会の進め方」、「審議日程」でございます。  
この後開催が予定されている第2回目から金額審議に入るようになっております。

**【伊東会長】**

分かりました。それでは、奈良県最低賃金専門部会の委員に任命されました皆様方には、大変ご苦勞をおかけいたしますが、よろしくお願い申し上げます。

**【伊東会長】**

それでは、議事を進めます。

次に

議題（3）「関係労使の意見聴取について」

を審議しますので、事務局から説明をお願いいたします。

**【中村室長】**

それでは、ご説明します。

お手元の

32頁資料No.3「関係労使の意見聴取に係る関係法条文の抜粋」

をお付けしております。時間的制約もございますので、読み上げての説明は省略させていただきます。

これらの条文に基づき、7月2日から7月23日までの期間、関係労使からの意見を求めておりましたところ、4つの労使団体から意見書の提出がございました。

意見書の提出がありました順にご紹介します。

7月16日付けで、日本労働組合総連合会奈良県連合会の水野会長様から、

33頁資料No.4「奈良県最低賃金の改正決定に係る意見の申し立て」

のご提出があり、

また、7月22日付けで、一般社団法人奈良経済産業協会の平越会長様から、

35頁資料No.5「奈良県最低賃金の改正決定にかかる意見の申し立て」

のご提出があり、

さらに、7月23日付けで、奈良県労働組合連合会の松本議長様から、併せて7月17日付けで市民生協ならコープ労働組合の松本執行委員長様から、

38頁資料No.6「最低賃金の大幅引上げを求める意見書」

がそれぞれ提出されましたことをご報告いたします。

以上でございます。

### 【伊東会長】

ただ今事務局から説明がありましたように

- ・ 日本労働組合総連合会奈良県連合会
- ・ 一般社団法人奈良経済産業協会
- ・ 奈良県労働組合連合会
- ・ 市民生協ならコープ労働組合

の労使団体から意見書が提出されています。この中で、意見陳述を希望されていない市民生協ならコープ労働組合を除く各団体から、この審議会の場におきまして、意見をお聴きしたいと思えます。お聴きする順番は、例年のとおり意見書を提出された順でお願いいたします。

会場中央の座席まで移動の上で、ご発言をお願いします。

それでは、最初に「日本労働組合総連合会奈良県連合会」様からお願いいたします。よろしくお願いいたします。

### 【日本労働組合総連合会奈良県連合会 松田拓実氏】

着座にて失礼させていただきます。

それでは労働側を代表いたしまして、松田より申し上げます。

お手元資料33頁、資料No.4番にありますとおり、7月16日付で連合奈良の会長、水野より意見書を提出させていただいております。こちらの意見書では2024年春季生活闘争における賃上げ状況や最低賃金の水準のあり方、奈良県が抱える地域間格差の課題など、日本における労働に関する現状や課題について記載させていただいております。裏面にはこれらを踏まえ5点の意見、要望を記載させていただいております。この内容について、私より、さらに詳しく述べさせていただくため、別に資料を配布させていただいておりますので、そちらをご覧くださいながら意見を述べさせていただきたいと思えます。パワーポイントのスライドで印刷されてあるものです。「2024年奈良地方最低賃金の引き上げ」と書かれたものになります。

まずはじめに、最低賃金の意義について改めて述べさせていただきたいと思えます。最低賃金法第1条において労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上、及び事業の公正な競争の確保に資するとともに、国民経済の健全な発展に寄与すると謳われており

ます。そういった中でこの資料について説明させていただきます。

まずスライドの1頁目になります。ここに記載してあります3点のポイントに絞って説明をさせていただきます。1点目は情勢認識、2点目は奈良県の状況、3点目は地域別最低賃金の3要素について、です。めくっていただきまして2頁目になります。こちら情勢認識といたしまして海外情勢について記載をしております。日本は一般労働者の賃金中央値に対する最低賃金の比率が45%であり、国際的に相対的貧困ラインとされている5から6割を下回っている結果となっています。世界各国ではこの水準を意識した最低賃金の引き上げの取組が進められています。また国際的にみて最低賃金が他国よりも低く、先進国の最低賃金と大きな差があるうえ、新興国との差が縮まっています。労働力人口が減少する日本において日本で働こうとする外国人が減る懸念も大きくなっていることをご認識いただければと思います。

めくっていただきましてスライド3枚目になります。こちらが国内情勢について記載をしております。先ほどにありました最低賃金に関する政府方針ということで、今年昨年を上回る水準の春季生活闘争の交渉結果となりまして、2030年代半ばに1500円となることを目指すということが記載されております。また地域間格差の是正を図るということも明記されています。こういった内容について公労使三者構成の最低賃金審議会においてしっかりと議論を進めていきたいと思っております。また労務費等の価格転嫁推進については高い賃上げ動機を中小規模企業に広げるため、労務費の上昇分を価格転嫁する際に合理的な根拠があるデータとして、最低賃金の上昇や春季生活闘争の上昇率を尊重することも明記されています。中小規模企業の賃上げには成長と賃金上昇の好循環を実現する価格転嫁対策や生産性向上支援が不可欠であり、こうした取組を通じて地域の人手不足に対応するとともに国際的な人材獲得競争に勝てるようにすることが必要です。適切な賃上げ原資の確保を含め、適正な価格転嫁の慣行をサプライチェーン全体で定着させることが必要であり、政府としても賃上げ、価格転嫁の環境整備を行っていくことをしています。

続いてスライドの4頁目になります。こちら春季生活闘争にふれております。先ほどもありましたが2024年春季生活闘争においては33年ぶりに5%を超える賃上げが実施されました。また300人未満の中小企業においても4.45%、有期・短期労働時間の労働者では5.74%と高水準の賃上げが実施されており、最低賃金近傍で働く仲間にもこの数字を反映していく必要があると考えております。この結果はデフレインドを払拭し、我が国の経済社会のステージ転化を図る正念場であるとの認識を労使で共有することができたというふうなことを考えております。特に人への投資の重要性について労使で共有できたということもあり、物価高騰による家計への負担や人手不足による現場への負担に対応した取組が進んだという結果だと考えております。

続きましてスライド5頁目になります。物価動向になります。こちら上段の方には奈良市の消費者物価指数の推移をグラフにしております。見てのとおり年々物価が上昇していることが見て取れます。また、最低賃金近傍の人に大きく影響がある購入頻度が高い物価指数においては5.4%となっております。これに対応する賃上げや最低賃金の引き上げは欠かせない状況となっています。春季生活闘争における労働者の賃上げや最低賃金の引き上げによって企業は人件費の増加分を商品の価格に転嫁する人への投資を起点にした好循環のサイクルを回すことで安定的な物価の向上、健全な価格決定メカニズムを取り戻す必要があると考えております。

続いて6頁目のスライドになります。こちらは奈良県内の状況としまして人手不足動向について記載をしております。一般財団法人南都経済研究所が行った調査におきまして、奈良県内の非製造業において正社員が不足しており、受注増への対応が困難になっているとの回答が最多となっております。特にインバウンド消費の回復などもあり、観光業や飲食業などでの業種で人手不足が顕著となっております。また、人材を定着させる施策として、賃金の引き上げを実施している企業が2018年と比較して大幅増となっております。人材確保・定着に向けた企業の取り組みが顕著にみられる結果となっております。また、2023年の採用実績を見ましても、新卒採用の計画が十分に達成できず中途採用で人材を確保している状況となっており、生産年齢人口の減少に加えコロナ禍からの経済活動の正常化に伴い、人材獲得競争は一段と強まる可能性があります。県内の中小企業においても労働条件の改善が進む好循環が期待されています。

続きまして7頁になります。奈良県の状況の地域間格差についてです。奈良県は県外就業率が27.3%と全国3位となっております。特に大阪に近い市町村については右上にありますとおり県外就業率が高くなっておりまして、大阪とは最低賃金の額差が128円あります。左下の表にあるとおり、県外就業率の高い他県と比べてもその額差は大きく、奈良県内の雇用を創出し、地域経済を活性化するためにも労働力流出の改善に向け地域間格差の改善を図る抜本的な取り組みが必要と考えております。また、右下にあります令和元年度県民アンケートにおきましても県外で仕事を希望している理由の一番目が県外の方が労働条件が良いというもので、約5割がそのような回答をしている結果となっております。昨年三者合意した付帯事項も含めたとおり、地域間額差の改善を図ることが必要不可欠であると考えております。

続きまして8頁。地域別最低賃金決定の3要素について記載しております。1点目が労働者の生計費についてです。連合は最低必要生計費を満たす賃金水準として、マーケットバスケット方式で連合リビングウェイジを都道府県ごとに4年に1度算定をしております。近年の物価高騰も含め最新の2023年の簡易改定の基準によりましては1050円から1270円までとなっております。すべての都道府県で時給1050円を上回らなければ、単身世帯でも生活が厳しいような結果となっております。この連合リビングウェイジは労働者が健康で文化的な最低限度の生活のために必要な支出をベースに計算しておりまして、決して華美なものが含まれているものではありません。上段の方に奈良県の時間額を記載しております。時間額は1070円となっております。現在の最低賃金額からは134円不足しております。最低賃金を引き上げることでより経済の健全な発展を促すとともに、経済の好循環には最低賃金の引き上げが必要となっております。誰もが健康で文化的な生活を営むことができる十分なセーフティネット機能を果たすことができるナショナルミニマムにふさわしい水準に引き上げていくべきと考えております。

続きまして9頁のスライドになります。こちら労働者の賃金についてです。こちら各種統計資料を加味した上での議論としていただきたく、上から順番に奈良県の最低賃金における月額、奈良県毎月勤労統計調査地方調査月報の令和6年4月における一般労働者の総実労働時間での可処分所得、生活保護の試算を奈良市、大和郡山市、橿原市の3市で計算した結果を月額で記載しております。また外部労働市場の資料としまして、タウンワーク、リクルートジョブズの2社の資料を掲載しております。奈良県の平均募集賃金をもとにした月額を記載しております。この民間シンクタンクにおけるパートタイム労働者の時間額については全国どこを見ても最低賃金を上回

る金額となっており、これは労働力人口が減少する中、企業の存続発展に向けてまずは人材確保が重要だということの表れと考えております。中小企業又は小規模事業所の層が賃上げによって人材を確保しなければ事業の存続がままならないということがうかがえます。現在の地域別最低賃金は労働市場の実績から見ても著しく低位に置かれているようにみえます。また右下にもあります連合リビングウェイジの時間額においては、大阪との比較が50円の差であるのに対し、最低賃金は128円も開いており、この物価が上昇する局面におきまして生計費に差がないとの調査結果もある中、格差を是正することが急務となっております。最低賃金近傍で働く仲間が、健康で文化的な最低限度の生活ができるよう、最低賃金の引き上げを行い波及させていくことで、最低賃金の引き上げを行っていくことが必要と考えております。

続きましてスライドの10頁目になります。通常の事業の支払い能力について記載をしております。こちらでも人材確保における各種水準を記載しておりまして、上から順に令和5年の賃金構造基本統計調査の奈良県の19歳までの女性で月額193,100円、短時間労働者の月額は169,749円、パートタイム労働者の1求人当たりの募集賃金の下限で月額142,892円となっており、企業が人材を確保する水準は最低賃金を多く上回っている状況となっております。また奈良県の最低賃金適用業種の実態調査のパートのみを絞った結果においても時間額1,000円が最も多い結果となっております。通常事業の支払い能力につきましては当該業種等において正常な経営をしていく場合に通常事業に期待することができる賃金経費の負担能力であって、個々の企業の支払い能力ではありません。さらに最低生計費を下回るような低賃金に依存することで事業がようやく成り立っている経営は短期的に雇用を守っているようでありながら内需を弱体化させる要因であり通常の事業とはいえません。最低賃金の引き上げにより雇用が維持できないというのは現状維持の経営が前提であり、経済成長する上で企業経営というものがイノベーションを起こし発展成長していく必要があります。雇用の維持も含めた企業経営を行うのが通常であると考えております。奈良県内の企業の安定継続のために人材を確保していくことは私たち奈良県に暮らすものとして大切な課題の一つです。奈良県内企業の更なる発展と人材の確保、また担い手不足労働力不足に歯止めをかけるため魅力ある最低賃金の水準を求めます。

最後に労働者が生活や雇用に不安を抱える中、最低賃金を引き上げることは社会安定のセーフティネットを促進するメッセージとなります。本審議会が魅力ある奈良県最低賃金であるということをもとに円満かつ早期の改正決定となるよう真摯で生産性のある金額審議に努めていきたいと考えております。

以上、労働者側の主張とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

#### 【伊東会長】

ありがとうございました。席にお戻りください。

それでは、次に「奈良経済産業協会」様、お願いいたします。

#### 【一般社団法人奈良経済産業協会 松岡誠氏】

それでは使用者側を代表しまして奈良経済産業協会・松岡が説明させていただきます。

着座にて失礼いたします。

お手元資料の35頁をご確認いただければと思います。

令和6年7月22日付けで「奈良県最低賃金の改正決定にかかる意見書」を提出させていただきました。内容について一読させていただきます。

## 1 奈良県の中小企業を取り巻く状況

奈良県内の景況を見てみると、コロナ明けの経済活動の再開や、円安による外国人観光客の増加など一部業種では回復傾向にあるが、申告な人手不足により、十分な稼働に至らない中で、経営回復の見通しが立たない厳しい業況の企業も多いのが実態である。

ロシアによるウクライナ侵攻、1ドル160円を超える円安など、日本経済への影響は長期化し、原材料・エネルギー費の高騰による企業の事業運営コストは大幅に増大し、企業経営に大きな負担となっている。

原材料価格が高騰する中、大手企業と取引する中小企業においては、十分に価格転嫁ができない中で、経済負担を強いられている。原材料の上昇分の転嫁も十分でないと共に、生産に影響する電気代、製品を運ぶガソリン代、人件費の上昇などは認めてもらえない状況は変わらず、事業コストの増大は耐えられない領域に及び、危機的な経営状況にあると言える。更に、価格転嫁ができない中で、逆に毎年定率でのコスト削減要請も常態化していることを直視しないといけない。

また、政府系金融機関のコロナ融資の返済が始まったことで、全国では倒産件数も軒並み増加傾向にあり、奈良県の令和6年5月の企業倒産件数も前年同期比75%増加の14件となっており、今後、倒産する企業も更に増加する可能性もある。

中小零細企業やコロナ禍で大きなダメージを被ったこうした業種こそが、最賃近傍で働く多くの労働者を雇用しており、昨年度に引き続き、今年度も最低賃金が大幅に引上がることがあれば、その影響が直撃し、雇用の削減や廃業につながるものが強く懸念される。

中小企業庁が6月28日に公表した中小企業景況調査によれば、今年の4-6月期の全産業の業況判断DIは、マイナス15.7と前期に比べ上昇傾向にあるものの、依然としてマイナス値を示しており、製造業はマイナス18.8、非製造業もマイナス14.7となっている。特に小規模事業者については、マイナス16.8と依然として厳しい状況が続いている。

奈良県の状況は、本年4月の奈良県鉱工業指数が、季節調整済指数（生産）で85.3となり、依然として低い数値となっており、経済の低位傾向が続いている。

本年4月の全国鉱工業指数は、季節調整済指数（生産）が101.8で前月比0.1ポイントの低下であり、近畿の鉱工業指数は、季節調整済指数（生産）が99.8となり、前月比4.5ポイントの低下となっている。

奈良県鉱工業指数は、全国・近畿を大きく下回っており、全国とは16.5ポイントの差、近畿とは14.5ポイントの差があり、奈良の85.3自体が、非常に低位であることから、奈良県が非常に厳しい状況になっていることの証左といえる。

2024年春季労使交渉結果は、日本経済団体連合会の中小企業（従業員500人未満）の調査では、全産業のアップ率は3.92%（プラス0.98ポイント）となっている。また、一般社団法人奈良経済産業協会が会員企業等を対象とした調査（回答企業27社）では、全産業のア

ップ率は3.38%（プラス0.56ポイント）となっている。

今年の春季労使交渉では、消費者物価の高騰を踏まえ、多くの企業で一定程度の賃上げには理解を示しつつ、労働需要のひっ迫を背景として、人材確保・定着のために業績が改善していないにもかかわらず賃金を引き上げた、いわば「防衛的賃上げ」を行った中小企業も存在していることを考慮すべきである。

なお、経団連及び当会の両調査とも、回答企業の数に限られ、また企業規模が比較的大きいことが見て取れる。実際に「賃金改定状況調査結果」第1表のBランクでは、賃上げをしない、または賃下げする企業は約42%に及ぶなど、中小零細企業においては賃上げがなされていない企業も多数ある。

更に、春季労使交渉の対象となるのは、前年度の実績をベースとし、経験・スキル・成果等の総合的な結果に対して行われるものであるが、最低賃金は、未経験で且つ、能力・スキルに全く関係なく一律に定めるものであり、評価軸が全く異なっていることに十分留意することが必要である。

尚、賃金支払いに大きな影響を与える「労働生産性」の状況は、2022年OECDデータで、日本の時間当たり労働生産性は、OECD加盟38カ国中30位（2021年は27位）であり、また、一人当たりの労働生産性は、OECD加盟38カ国中31位（2021年は29位）である。

主要先進7か国でみると、両指標とも1970年以降、日本は最下位の状況が続いている。また、国際的に見ても日本の労働生産性の低さが近年一層際立っていることから、まずは企業の労働生産性の向上が先決である。

昨年度から、目安のランク区分が4から3に変更され、奈良県は、同じランクとなる他府県との経済指標の格差が歴然であり、より厳しい状況にあると思われる。雇用を維持しながら、必死に経営を継続してきている企業の「通常の事業の資金支払い能力」を最も重視して審議を行っていく必要があると考える。

## 2 今年度の金額審議における基本的な考え方

最低賃金制度は、最低賃金法第1条に規定されているとおり、賃金の低廉な労働者に対する政策であり、賃金引き上げや消費の拡大といった政策を目的としたものではない。

同法第9条には、地域別最低賃金の決定に当たっては、「労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払能力」を考慮して定めなければならないと明記されている。

しかしながら、最低賃金は、平成28年度以降、令和2年度を除き、引上げ率3%台の大幅な引上げが続き、昨年度に至っては4.5%の引上げとなり、経営実態を十分に考慮していないとの声が多数ある。

最低賃金は、企業の経営状況のいかんにかかわらず、全ての労働者にあまねく適用されるので、経済の好循環を機能させるためには、賃上げの原資である生産性を向上させ、企業の経営を改善していくことが大前提である。そのためには、まず中小企業の実産性を高めるための施策を拡大し支援を継続し、将来に向けた安定的かつ応分の事業の利用ができ、経営の安定と賃上げへの意欲を促すことが肝要である。

今年4月、日本商工会議所、全国商工会連合会、全国中小企業団体中央会の中小企業3団体は、



「最低賃金に関する要望」を政府に提出した。最低賃金の審議において考慮すべきものとして法が定める三要素のうち、生計費と賃金が上昇局面に入らる中で、ある程度の引上げは必要と考えるが、中小企業・小規模事業者の経営や地域経済に与える影響については十分注視が必要であると指摘している。

更に、地方最低賃金審議会においては、「目安額ありき」「引上げありき」で、地域の経済実態を十分踏まえた議論がなされていないとの声が聞こえることから、地域におけるデータに基づく納得感のある審議決定を徹底するとともに、参照すべき地域別の統計データの例示・提供の重要性を指摘している。

使用者側は従前から、各種統計結果等に基づく審議を行うべきこと、中小企業の資金引上げの実態を示して、先の3要素を総合的に表している「賃金改定状況調査結果」のとりわけ第4表を重視する旨を主張してきた。今後も第4表を重視した上で、中小企業の実態や地域経済の実情、他の指標も勘案し、納得性ある目安かどうかを第一義に議論し、その根拠等を提示して頂きながら、慎重に審議を進めるべきというスタンスは従前通りである。ちなみに、今年度第4表のBランクの賃金上昇率は2.4%となっている。

最低賃金は、業績の良し悪しに関係なく、一律に強制力をもって適用され、加えて、最低賃金は下方硬直性が強く、景気後退局面においても実質的に引き下げることができないことを考慮しなければならない。

更に、原材料費・エネルギー費の上昇、円安の進行、海外情勢等の影響を受けている中小零細企業の経営状況を、各種資料から的確に読み取り、明確な根拠に基づいた納得感のある調査審議が重要であり、そのためにも、エビデンスたる第4表を重視した審議を求める。

尚、提示される目安額は、あくまで目安として、最低賃金審議会や専門部会での議論を拘束性質ではないこと、あくまでも当該地域の経済の実態を踏まえた審議を行うことで、目安額が絶対でないことを確認したい。

収益の持続的な改善・拡大や生産性向上を伴わない形で、合理的な根拠に乏しい最低賃金の大幅引き上げは、収益の動向に関係なく、人件費の増大を強いられることになり、特に、最低賃金の影響を受けやすい多くの中小零細企業の経営を直撃し、そこで働く者の雇用を失わせるだけでなく、人件費の増大が企業経営を圧迫することで、事業の継続自体を危うくすることとなる。その結果、地域経済に悪影響を及ぼし、わが国経済の再生が遠のくことになりかねないと言える。

最低賃金の大幅な引上げには、生産性の向上が前提となるべきであるが、政府による各種生産性向上の支援策等は示されながらも、その効果が未だ十分に上がっているとは言えない状況で、日本の生産性の低さが改善されていないことから明らかである。

そのような中で、最低賃金の大幅な引上げを先行させることは原理に反し、支援策の有無でなく、支援策の効果とともに議論するべきである。

最低賃金の審議では、県内中小零細企業の経営実態や、経済・雇用等の状況を鑑み、希望的な観測や予測でなく、エビデンスに基づいた、真の経済実態に合った慎重な調査審議が必要と考える。

以上でございます。

### 【伊東会長】

ありがとうございました。席にお戻りください。

最後に「奈良県労働組合連合会」様、お願いいたします。

### 【奈良県労働組合連合会 竹末和美氏】

奈労連の竹末と申します。

奈労連の事務局長と奈労連一般労組の書記長も兼任しております。

では意見を述べさせていただきます。座らせていただきます。

奈労連一般労組は地域労組で一人からでも加入できる労働組合です。今日紹介いたしますのは大企業の社内食堂で働く委託会社のパート職員の例です。時間給は昨年の最低賃金の改定前は930円でした。だいたいいつも最低賃金よりも少し上の設定がなされてきています。手取りは11万円から13万円で連休がある月はガクッと手取りが減るので心配になるのだそうです。母親と二人暮らしで生活費は母親の年金に加えて、毎月5万円を渡しているそうです。お母さんには申し訳ないと思っていると語っています。なんとかスキルアップしようとパソコン教室に通い、受講料も月1万円以上もかかるし、ガソリン代、駐車料も含めて2万円ほどかかります。携帯代も月に約9千円ほど、衣類、靴などは最近は買っていません、と答えています。散髪料は2か月に1回で2千円、ひと息つく時に飲む缶コーヒー、ジュースなどは1日に1、2本で月に5千円ほどかかります。嗜好品はこんな程度で済ませているようです。何とかしようと二度働きするか、やめて職場をかわろうかと思うことがあるようですが、今の会社で3つ目で同じような調理場の仕事を19年間勤めてきました。以前の会社では殴られたり、お金を巻き上げられたりしたことがあったけれども、今の会社では12年勤めることができています。楽しみに旅行へ行きたいが、近場しか行けない、一度鹿児島に行ってみたいと彼は語っています。

非正規労働者が安心して働き続け、生活も安定するために賃金水準の引き上げは切実です。そのための底上げとなる最低賃金の大幅アップは30年間賃金が上がっていない日本の実情から急務となっています。また地域間格差も広がっています。今年はABC間の格差をつけていませんが、ぜひ近畿圏との格差を解消する引き上げをお願いします。近畿圏で展開する会社でも大阪のパートと奈良のパートでは時間給で差をつけている例が多く見られます。駅前に展開するファミリーマートで働くパート労働者の時間給は大阪と比べて低く設定されています。人材が奈良県から流出する大きな理由となっています。奈良から京都に隣接する大型店舗では1010円の求人が出ています。奈良市の北の地域では歩いて数分で行くことができるのに不自然な賃金設定と感じます。同じ商品を販売しているコンビニやスーパーで労働者だけの時間給に格差がついている、しかも最賃額に左右されているというだけの理由で差が発生していることに審議委員の皆さんにおかれては購買力を高めるために何が必要か、そのために奈良県内の労働者の家庭の暮らしの水準が低く抑えられていないかに十分留意して審議いただくようお願いいたします。

奈労連一般労組の組合に加入していた方でも時間給設定が低く、退職後生活保護受給申請することにいたった学校用務員などの自治体の非正規職員の方々も複数います。またパートで長年働

いていても年金受給額の低い女性の非正規職員の実態も問題となっています。低賃金は退職後の生活にも影響を及ぼすものとなっています。物価の高騰も生活を圧迫しています。実質賃金は26か月連続でマイナスとなっています。岸田首相は2030年半ばには1500円を目指すとしています。人間らしく生き、働くために1日も早く1500円に到達することを求めます。また働いている地域によって時間給が異なる実態を解消するために全国一律最賃制を私達は強く求めていくところであります。

最後に意見書の4番に追記しております、業務改善助成金等の企業にとって利用しやすい国の助成や対策を求めて審議会として意見を上げていただけるように求めまして意見の陳述を終わります。ありがとうございました。

### 【伊東会長】

皆様どうもありがとうございました。

ただ今、各労使団体の皆様から意見をお聴きいたしました。これら意見につきまして、ご意見、ご質問等がございましたら、挙手をお願いいたします。

(意見・質問がないことを確認)

ご質問がないようですので、皆さんからのご意見は今後の審議の参考とさせていただきます。以上をもちまして、「関係労使からの意見聴取」は終了とさせていただきます。

### 【伊東会長】

それでは最後になりますが、

議題(4)「その他」

について、事務局から何かありますでしょうか。

### 【中村室長】

事務局から2点ございます。

それでは、まず1点目でございます。

42頁資料No.7「最低賃金と生活保護との整合性について」

をご覧ください。

最低賃金法第9条第3項では、「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するものとする」と規定しております。そのため、最低賃金と生活保護費の比較を説明するためにお付けいたしました。

46頁、47頁に、令和4年度の生活保護のデータ及び最低賃金のデータによるグラフと、令

和4年度の生活保護のデータ及び令和5年度の最低賃金のデータによるグラフが2種類ありますが、いずれも都道府県別に生活保護費と最低賃金額を比較したものでございます。このグラフのとおり、奈良県を含め、全都道府県で最低賃金が生活保護費を上回っておりますことをご報告いたします。

次に、2点目は、最賃法第25条第6項に基づく「関係労使等からの意見聴取」についてでございます。最賃法第25条第5項の規定に基づく意見聴取につきましては、ただいま実施したところでございますが、今般7月2日付で、奈良弁護士会様から最賃法第25条第6項に基づき意見陳述をしたい旨の申し出が昨年同様にごございました。これを認めるか否かなのですが、同条6項に基づく意見聴取は、同条5項の「関係労働者及び関係使用者の意見聴取」とは異なりまして、「審議に際し必要と認める場合」に行うこととされていることから、その必要性については審議会において審議・決定されるものであるため、委員の皆様のご判断を仰ぎたいと思います。当弁護士会から提出がありました会長声明を皆様にお配りいたしますのでご意見、ご判断よろしくお願いたします。

(弁護士会会長声明を配布)

#### 【伊東会長】

それでは、委員の皆様のご意見をお伺いしたいと思います。  
まず、使用者側委員からご意見ございますでしょうか。

#### 【松岡委員】

使用者側委員を代表しまして、松岡から、ひとつ、意見を述べさせていただきます。  
まず前年度の本審でも一度議論されておられた案件と同じ内容だと思っております。  
まず一つ目でございますが、奈良弁護士会様、公益委員の方が所属している団体である場合は、公益委員の公正性、中立性に影響する可能性があるのかな、と思っております。その点を懸念しなければならないのかな、ということでございます。公正性、中立性の担保の観点からも慎重に審議すべきであり、関係する団体等からの意見表明は避けるべきであると考えております。  
また昨年、使用者側からの意見としまして述べさせていただきましたが、弁護士会様が学識経験者であるかどうかの判断でございます。個々の弁護士の方に関しましては学識経験者であるとは思いますが、弁護士会という団体となった場合に学識経験者であるという観点が該当するのかなというところがひとつ疑問であるのかなと考えております。

またそれを踏まえまして、その他関係団体からの意見表明につきましても昨年も申し上げましたとおり、今後も慎重に審議していかないといけないのかなと思っております。ひとつ認めてしまつて前例を作ってしまうとどの団体でも意見表明を受け入れないといけなくなってしまうと。昨年も申し上げましたとおり、まずその団体様もしくは個人様がどのような団体であるのかという詳細をまず確認して、そこから内容を、意見書を確認させてもらうほうが良いのかな、と

考えております。まず基準を明確にして、どのような団体か把握しなければならないというのが重要であると考えております。以上でございます。

**【伊東会長】**

ありがとうございました。

それでは労働者側からのご意見を。

**【松田委員】**

労働者側の松田です。

確認なのですが、その他団体からの意見陳述という基準をまずどういう基準で判断するのかというところで、表明している団体の属性も判断基準でありその主張している内容も判断基準となってくるのかということと、あと、今回、弁護士会からということで、公益委員の先生方に弁護士の方がおられることによる中立性が担保できないということではありますが、公益委員の先生方の選出方法に関しましてはどういった基準で選出されているのかなというの、少し、例えばすべて学者の先生で構成された場合は弁護士会でも認めていくのかという、公益委員の先生の属性によっては認める認めないとの判断軸になっていくのか、そういったところを確認していきたいです。以上です。

**【伊東会長】**

事務局の方から何かありますでしょうか。

**【中村室長】**

松田委員からの事務局に対する質問でしょうか。

**【松田委員】**

判断基準のところ、どこで決めるのかということにもよるのですけれど、もし労働局側で何かあるのであれば教えていただきたいです。

**【中村室長】**

この弁護士会からの声明ですけれども、全国でなされていると把握しておりまして、一部の労働局の審議会におかれましては意見表明を認めているところもあると聞いておりますので、団体としての学識経験者に該当するか否かという部分についてはクリアされているのではないかと考えております。

**【伊東会長】**

松岡委員。

**【松岡委員】**

そうしましたら認めている都道府県に関しましては、公益委員様は弁護士の方はいらっしゃるということでございますか。

**【中村室長】**

そこまでは把握できておりません。

**【柴田委員】**

そもそもですね、弁護士会の会長名で出ている文書に「最低賃金法第25条6項に基づき」というふうに書いてありますが、最低賃金法第25条第6項を読むと、主語がはっきり書いていないですけど、普通に条文を読めば、審議会が専門家に対して意見を求めるという形が、そういうふうに解釈するのが普通だと思うのですが、これだと逆ですよ。

もう一つ、松岡委員も言及していましたが、非常にややこしい話で、公益委員の中立性に対する異議が表明された以上、逆に今度は公益委員も発言に制限がかかってしまうというか、例えば今後審議の途中でですね、使用者側に不利な判定を公益が行った場合、これは報復ではないかというふうに、うがった見方かもしれませんが、そういうふうに思われる懸念もあるわけですよ。そうすると使用者側もこうやって反対意見を表明していることについて、何か不利益があるのではないかという懸念を去年も思っていたのですが、同時に公益側の行動も縛りかかないというややこしいことになっているという状況だと思うのですよ。そういう意味では条文の解釈の時点で事務局側にもっと慎重に対処していただきたいと思うわけです。去年の強引な解釈の仕方から考えて事務局が弁護士会から公益委員を出している（ため）、弁護士会に何らかの忖度をしているのではないかという疑念があるわけですね。そういう意味で、非常にこう、ややこしい状態になっているので、その辺はもっと慎重な取り扱いをお願いしたいと思うのですがいかがでしょうか。

**【伊東会長】**

このご意見に関して何かありますでしょうか。

(意見・質問なし)

皆さんのご意見のとおり、どのような基準で判断をしていくのかということが明確にされていない、よその都道府県ではやっているところもありますけれどもやっていないところもある、ということを考えますと、一致はされていないと判断するのがいいと思います。また、公益委員の中立性といわれるとどきっとしてしまいますけれども、そのような公益委員が基本的に中立性、公平性を保てないと疑われること自体が審議会の中でいいことではないと思いますので、きちんとした基準を今後考えていくということにさせていただいて、本日は合意が得られていないということで、意見陳述を認めないこととしたいと思いますがよろしいでしょうか。

(異議がないことを確認)

では、最後に念のため、次回の審議日程を、事務局から説明をお願いいたします。

#### **【中村室長】**

次回の審議会の日程をご説明させていただきます。

次回の令和6年度 第3回本審は8月5日月曜日 13時30分開始の予定です。

審議内容は、奈良県最低賃金に関しましては、奈良県最低賃金専門部会におきまして一定の結論に達しているということでありましたら、「奈良県最低賃金専門部会の審議結果」の報告、この審議結果報告を踏まえた審議等の予定です。

奈良県特定最低賃金に関しましては、「奈良県特定最低賃金の改正決定の必要性の有無の諮問」等を予定しております。なお、審議は「公開」審議となります。以上です。

#### **【伊東会長】**

ありがとうございました。

それでは、これをもちまして本日の審議会を終了いたします。皆さん、お疲れ様でした。

ありがとうございました。